

公益財団法人大学基準協会

分野別評価に関する規程

令 3. 1. 27 決定

令 5. 1. 25 改定

令 6. 5. 21 改定

令 6. 9. 2 改定

令 8. 3. 26 改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、分野別評価について定める。

(定義)

第2条 この規程において分野別評価とは、別表1に示す6年制の学士課程（以下「課程」という。）を対象とするものをいい、本協会の分野別評価を受けることを希望する課程を評価し、本協会の各分野の基準に適合していると認定するか否かについての判定を行う。

2 各課程は、完成年度の翌年度以降に、分野別評価を受けることができる。

(認定期間)

第3条 分野別評価の結果、適合の判定を受けた課程の認定期間は、分野別評価を行った翌年度の4月1日から7年後の3月31日までの7年間とする。

2 前項の定めにかかわらず、第6章に定める追評価の結果、適合の判定を受けた課程の認定期間は、追評価を行った翌年度の4月1日から、元となった分野別評価を受けた年度の翌年度から7年後にあたる年度の3月31日までの期間とする。

(評価者研修)

第4条 本協会は、評価委員会委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

(利害関係者の排除)

第5条 分野別評価を受ける課程を設置する大学の関係者その他の利害関係者は、当該課程の分野別評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることはできない。

第2章 評価委員会

(設置)

第6条 分野別評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、別表1に示す評価委員会を分野別評価ごとに設置する。

(任務)

第7条 評価委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 評価方針の決定
- 二 評価結果（案）の作成
- 三 その他当該分野別評価に関する事項の審議等

(構成及び任期)

第8条 評価委員会は、別表2に示す委員を以て構成する。

- 2 委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合、その選出区分に応じて常務理事会で委員を選出し、会長が委嘱する。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 評価委員会に、委員長1名及び副委員長2名以内を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事)

第10条 評価委員会には、必要に応じて幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員長の指示に従い、評価委員会の職務に従事する。

(運営)

第11条 評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申出があるときは、委員長は、評価委員会を招集しなければならない。

2 評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長が決定する。

(代理人の禁止)

第12条 評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 評価分科会

(設置)

第13条 評価委員会は、評価分科会を設置する。

2 評価分科会は、本協会が定めた各分野の基準に基づき、担当する課程の評価を行う。

(構成、運営及び任期)

第14条 評価分科会は、別表3に示す区分及び数の委員（主査を含む。）を以て構成する。

2 評価分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 第1項の定めにかかわらず、評価対象となる課程の規模等に応じて、委員を増員することができる。

5 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、別表3に示す区分に応じ、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

6 評価分科会は、評価委員会委員長の指示に基づき、主査がこれを招集する。

7 主査・委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時分科会)

第15条 特に必要と認めた場合、評価委員会は、臨時分科会を設置することができる。

2 臨時分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

5 主査・委員の任期は、1年又はその職務に必要な期間とする。

(代理人の禁止)

第16条 評価分科会及び臨時分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第4章 評価手続

(評価の方法)

第17条 分野別評価は、当該評価に申請した大学に置かれる評価対象の課程（以下「評価対象課程」という。）が各分野の基準に基づいて作成した点検・評価報告書その他必要な資料の書面評価及び実地調査を通じて行う。

(評価申請書等の提出)

第18条 評価対象課程は、指定の期日までに、評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

2 前項に定める資料のほか、評価委員会及び評価分科会は、分野別評価に必要な資料の追加提出を評価対象課程に求めることができる。

(申請の取下げ)

第19条 評価対象課程は、指定の期日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、分野別評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りではない。

2 前項に定める分野別評価の申請取下げについては、評価対象課程からの文書による申出に基づき、その許否を理事会が決定する。

(分野別評価の中止及び停止)

第20条 理事会は、災害の発生等評価を継続することが困難と判断するに足る相当の理由が認められる場合には、分野別評価を中止又は停止することができる。

2 前項において「中止」とは、当該決定後、分野別評価をそれ以降行わないことを指し、「停止」とは、当該決定後、分野別評価の実施が可能と判断されるまでの間、分野別評価を一時的に取りやめることを指す。

(評価結果案の作成)

第21条 評価分科会のもとで、評価結果（分科会案）又は分科会報告書（案）を作成す

る。

- 2 評価結果（分科会案）又は分科会報告書（案）に、是正勧告、検討課題、長所及び特色を付すことができる。
- 3 評価分科会の主査は、実地調査を経て指定の期日までに評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- 4 評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書には、基準に適合又は不適合の判定を記載しなければならない。
- 5 前項の判定は、是正勧告の状況を踏まえ、総合的に行うものとする。
- 6 評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書を受領した後、評価委員会は、その内容を審議し、評価結果（案）を作成する。
- 7 評価委員会は、前項に定める評価結果（案）の作成にあたり、各分科会の主査又は委員に出席を求めることができる。
- 8 評価委員会委員長は、評価結果（案）の作成にあたり、その原案について、評価対象課程から意見を聴取する。
- 9 評価委員会委員長は、指定の期日までに評価結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。

（評価結果の決定）

第22条 理事会は、評価結果（案）を尊重しつつこれを審議し、評価結果を決定する。

第5章 異議申立審査

（異議申立審査）

第23条 異議申立審査の手続については、別に定める。

第6章 追評価手続

（追評価の申請）

- 第24条 分野別評価の結果、各分野の基準に適合していないと判定された課程は、指定された期日までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる。
- 2 前項の申請は、分野別評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。
 - 3 追評価を申請する課程は、第1項に定める申請にあたって、不適合の判断に至った問

題事項に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

(追評価分科会)

第25条 追評価を行うため、評価委員会は、追評価分科会を設置する。ただし、不適合の判断に至った問題事項の内容に鑑み、同分科会を設置せずに追評価を行いうると判断される場合は、この限りでない。

- 2 追評価分科会には、各1名の分科会主査を置く。
- 3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 4 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。
- 5 追評価分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 追評価分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(追評価の方法)

第26条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、書面評価で改善が確認できる場合は、評価委員会又は追評価分科会の判断によって実地調査を省略することができる。

(追評価結果案の作成)

第27条 前条に定める評価の結果に基づき、追評価分科会は、追評価結果（分科会案）を作成する。

- 2 追評価結果（分科会案）に、是正勧告及び検討課題を付することができる。
- 3 追評価結果（分科会案）には、基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない。
- 4 追評価分科会主査は、指定の期日までに、追評価結果（分科会案）を評価委員会に提出しなければならない。
- 5 追評価結果（分科会案）を受領した後、評価委員会は、その内容を審議し、追評価結果（案）を作成する。
- 6 評価委員会は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、評価対象課程から意見を聴取する。
- 7 評価委員会委員長は、指定の期日までに追評価結果（案）を会長に宛てて提出する。

(追評価結果の決定)

第28条 理事会は、追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

第7章 認定証

(認定証)

第29条 本協会は、分野別評価又は追評価の結果、各分野の基準に適合していると認定した課程に対して、認定証を交付する。

第8章 評価結果の通知及び公表等

(評価結果の通知及び公表)

第30条 会長は、分野別評価又は追評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を評価対象課程に通知しなければならない。

2 前項の結果について、会長はインターネット等の適切な方法で公表する。

(認定の取消)

第31条 点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった、分野別評価又は追評価後に重大な法令違反状態にあることが明らかになった等、各分野の基準に適合していると判断を維持しえない重大な事態が生じたとき、適合の認定期間内であっても、理事会は評価委員会の意見を徴したうえで、適合の判定を取消することができる。

第9章 改善報告書検討手続

(適合判定後の対応)

第32条 各分野の基準に適合していると認定された課程は、評価結果に是正勧告又は検討課題が付されていた場合は、指定された期日までに、是正勧告又は検討課題についての改善報告書を提出しなければならない。

(改善報告書検討分科会)

第33条 改善報告書の検討を行うため、評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する。ただし、検討を行う改善報告書の内容等に鑑み、同分科会を設置せずに改善報告書の検討を行いうると判断される場合は、この限りでない。

2 改善報告書検討分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

- 4 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。
- 5 改善報告書検討分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 改善報告書検討分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(改善報告書検討結果案の作成)

第34条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書検討結果（分科会案）を作成する。

- 2 改善の成果が認められない等のとき、改善報告書検討分科会は、前項に定める検討結果（分科会案）において課程に対しあらためて意見を付すことができる。
- 3 改善報告書検討分科会の主査は、指定の期日までに、改善報告書検討結果（分科会案）を評価委員会に提出しなければならない。
- 4 改善報告書検討結果（分科会案）を受領した後、評価委員会は、その内容を審議し、改善報告書検討結果（案）を作成する。
- 5 評価委員会委員長は、指定の期日までに改善報告書検討結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。

(改善報告書検討結果の決定及び通知)

第35条 理事会は、改善報告書検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書検討結果を決定する。

- 2 会長は、前項の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を課程に通知しなければならない。

第10章 評価手数料

(評価手数料)

第36条 各課程は、分野別評価又は追評価を受けるにあたり、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

第11章 雑 則

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則（令和３年１月27日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、「獣医学教育評価に関する規程」を廃止する。

附 則（令和５年１月25日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年５月21日）

この規程は、令和６年５月21日から施行する。

附 則（令和６年９月２日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月26日）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表 1：分野別評価の対象（第 2 条、第 6 条関係）

分野別評価の種類	分野別評価の対象	評価委員会の名称
(イ) 獣医学教育評価	獣医学教育課程	獣医学教育評価委員会
(ロ) 歯学教育評価	歯学教育課程	歯学教育評価委員会

別表 2：評価委員会の委員（第 8 条関係）

(1) 獣医学教育評価委員会（10 名以内）

区 分	定 員
(イ) 獣医学教育課程の教員	7 名以内
(ロ) 獣医師資格を有する者	2 名以内
(ハ) その他の有識者	1 名

備考

- 一 (イ) の者のうち 5 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、推薦されたと否とにかかわらず、理事会が選出する。

(2) 歯学教育評価委員会（14 名以内）

区 分	定 員
(イ) 歯学教育課程の教員又は元教員	12 名以内
(ロ) 歯科医師資格を有する者	1 名
(ハ) その他の有識者	1 名

備考

- 一 (イ) の者のうち 8 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 4 名については、推薦されたと否とにかかわらず、理事会が選出する。

別表 3：評価分科会の委員（第 14 条関係）

(1) 獣医学教育評価分科会（4 名）

区 分	定 員
(イ) 獣医学教育課程の教員	3 名
(ロ) 臨床系の獣医学教育の経験を有する者	1 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。
- 三 複数の大学による共同教育課程は、ともに同じ評価分科会が評価を担当する。

(2) 歯学教育評価分科会（4名）

区 分	定 員
(イ) 歯学教育課程の教員又は元教員	3 名
(ロ) 歯科医師資格を有する者（地域医療に貢献している者）	1 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。